

重要事務事業調整 説明資料

(第 1 回 配付資料)

第三小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
農林水産 (1 0)	農政 (5)	041- 2003	水田農業構造改革対策配分事務	1	
		041- 4007	産直施設支援業務	2	
		041- 5305	グリーンツーリズム活動支援事業	3	
		041- 9001	市町村単独土地改良事業補助金業務	4	
		041- 9301	小規模(単独)災害復旧工事補助金業務	4	
	林業 (3)	042- 015	住宅等建築資金貸付事業	5	
		042- 016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	6	
		042- 064	森林組合指導育成事業	7	
	水産 (2)	043- 007	水難救済事業	9	
		043- 025	内水面漁業振興事業費補助金	1 1	
建設 (1 6)	都市計画・都市整備 ・建築 (3)	071- 027	都市計画決定	1 2	
		071- 100	市町村営住宅家賃等(家賃算定)		後日配付します。
		071- 123	克雪住宅建築補助金	1 2	
	土木 (2)	072- 098	除雪計画		後日配付します。
		072- 126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務		後日配付します。
	上下水道 (1 1)	073- 109	水道事業の料金表(料金体系)	1 5	
		073- 109	水道事業の料金表(料金)	1 5	
		073- 130	水道加入金の状況(名称、金額)	1 7	
		073- 190	公共下水道受益者負担金決定業務	1 8	
		073- 198	公共下水道使用料の決定事務		後日配付します。
		073- 213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務	1 9	
		073- 214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務	2 0	
		073- 250	集落排水分担金賦課徴収業務	2 1	
		073- 257	集落排水使用料の決定事務		後日配付します。
		073- 269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務	1 9	
		073- 270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務	2 0	

041-2003 水田農業構造改革対策配分事務

市町村名	台帳面積	目標面積	転作率	定着カウント	独自カウント	かい廃カウント	その他
鶴岡市	6210.960ha	1953ha	31.4%	当初から農業者に配分し、 農業者の転作面積で確認している。	昭和56年までに交付期間を経過したため転作対象外となったものを初期転作協力者であることから、その面積の30%を独自カウントとして算出し、個人の生産調整目標面積から控除している。	市全体でかい廃面積をプールし、その分だけ市の目標面積をあらかじめ減じた転作率を設定している。	
藤島町	3400.425ha	942ha	27.7%	鶴岡市と同じ	15年度に限ってだが、酒米の作付けに取り組んだ面積を転作分として扱うため、その面積を独自カウントとしている。 なお、16年度は未定。	鶴岡市と同じ	
羽黒町	2766.879ha	923ha	33.4%	農業者に配分する際は、定着の水田の欄に線を引いて除外しているが、農業者の転作面積として確認している。	認定農家が農用地利用集積で農地を購入した場合、その購入面積に係る転作面積を独自カウントとし、個人の生産調整目標面積から控除している。期間は購入してから10年間。	鶴岡市と同じ	
朝日村	910.120ha	318ha	34.9%	鶴岡市と同じ	無し	かい廃面積は少ないので個人の転作面積としている。(H15約2ha)	県からの目標面積を一律に農家に配分した後、農家から取り組みに関して聴き取りし、個人毎の転作率を変えて変更配分している。 (転作しかできない人もいるため)全体で転作が未達成になりそうなときは、転作率の低い集落や農家に再配分している。
櫛引町	1739.1551ha	542ha	31.2%	鶴岡市と同じ	○ 鶴岡市と同じだが、率は50%。 ○ 羽黒町と同じだが期間は5年間。 ○ 農業経営基盤強化促進事業で、国カ ウント・町単独カウントの適用を受けている農家との間で利用権(賃貸借権)の設定したものは、当期間に限りこれらのカ ウントを引き継いだものとみなす。ただし この適用を受けるものは相手農家が水 田に係る稲作をやめた場合に限る。	鶴岡市と同じ	カウントの引継ぎについては、 農用地利用集積で出し手側が水 稲作付をやめた場合、カウント部 分の数字が宙に浮いてしまうた めに、受け手側に数字のみ引き 継ぐものである。
三川町	2161.806ha	618ha	28.6%	鶴岡市と同じ	無し	鶴岡市と同じ	
温海町	649.7863ha	234ha	36.0%	鶴岡市と同じ	無し	鶴岡市と同じ	
計	17839.1314ha	5530ha	31.0%				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産部会	分 科 会 名		農政分科会		大項目	農林水産	中項目	農政	小項目	流通販売対策	細項目	流通販売対策
管理番号	041 - 4007 -					合併協定項目			ランク				
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料		補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	産直施設支援業務	ぼっぼの湯直売所利用組合事務局業務	なし	フルーツタウン直売施設	産直施設マイデル支援業務	朝日村直売施設管理運営支援業務	生産物直売所管理業務	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根拠法令等	-	-		櫛引町フルーツタウン直売施設設置及び管理に関する条例	三川町補助金等に関する規則	-	-	
事業主体	市	町		町	町	村	町	
事業概要	目的 生産者の農産物の直売や農産物加工を支援し、農産物を通じた消費者と生産者の意思疎通を図り、交流による農業理解と顧客ニーズの把握を進め、新たな加工品の開発や販路拡大により、経営感覚に優れた農業経営者の育成・所得の向上を図る。 対象者 農産物直売組織 事業概要 直売活動を行なう組織等を支援する。 事業機関 H13～	目的 ぼっぼの湯直売所利用組合の事務局をすることで事業が円滑に進む。 対象者 ぼっぼの湯直売所利用組合 事業概要 会計以外の事務的業務を実施する。 事業期間 H12～		目的 町有財産である施設管理(ハード)を運営管理するフルーツタウン直売施設運営管理組合が、産直めぐり、食彩めぐり、加工めぐりとして、総合産業的農業を実践し、安全で安心できる農産物を供給する。また結果的には農家所得の向上、女性の活性化や後継者の確保にもつながってゆく。 対象者 直売施設運営管理組合組合員 事業概要 施設管理(修繕・改修)・視察研修への対応(年間70件程度)、運営・管理の調整、販売促進の連携(ソフト) 事業の期間 H9～	鶴岡市に同じ	目的 村有財産である施設(ハード)を運営管理する直売施設組合が、支援するとともに、生産者の顔が見える農産物の提供により生産者に安全で安心できる農産物を供給する。これらを通じて結果的には農家所得の向上と村全体の農業の活性化を図る。 対象者 直売組織 事業概要 直売活動を行う組織の支援 事業期間 H15～ 現在準備段階のため事業の内容が確定していない状況にある。予算も未定である。	目的 直売所施設維持管理用務 対象者 しゃりん 事業概要 施設修繕 294,000 円 建物共済 277,045 円 警備委託 674,100 円 消防設備点検 60,900 円 浄化槽管理 431,865 円 浄化槽法定検査 7,000 円 計 1,744,910 円 事業期間 H3～	業務上の課題 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)	全額市	-		鶴岡市に同じ	鶴岡市に同じ	鶴岡市に同じ	鶴岡市に同じ	備考
13年度決算額	1,881千円	-		1,290千円	224千円	-	1,744千円	
14年度予算額	1,464千円	-		626千円	220千円	-	1,738千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産部会	分 科 会 名		農政分科会		大項目	農林水産	中項目	農政	小項目	農政	細項目	グリーンツーリズム推進
管理番号	041 - 5305 -					合併協定項目			ランク				
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				
		○			○								

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	なし	なし	なし	グリーン・ツーリズム推進地域育成事業	みかわグリーンツーリズム活動支援事業	なし	なし	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根拠法令等				櫛引町補助金交付規則・	三川町補助金等の適正化に関する規則			
事業主体				櫛引町グリーン・ツーリズム推進協議会	町			
事業概要				・目 的 マーケティング調査、研修、修学旅行の受け入れや、イベントの開催等都市農村交流によりグリーン・ツーリズムを推進する。 ・対象者 櫛引町グリーン・ツーリズム推進協議会 ・事業概要 櫛引町グリーン・ツーリズム推進協議会へのトンネル補助金 ・事業の期間 H11～	・目 的 イベントの開催等都市農村交流によりグリーン・ツーリズムを推進する。 ・対象者 町内団体 ・事業概要 都市農村交流実践グループの活動支援 ・事業の期間 H13～			
負担割合 (国・県・その他)				全額県	全額町			業務上の課題
13年度決算額				2,000 千円	300 千円			業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
14年度予算額				2,000 千円	410 千円			備考

041-9001 市町村単独土地改進黨業補助金業務

- 1 関係市町村 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村の4市町村
藤島町、三川町、温海町は制度なし。

2 業務の趣旨

補助事業の採択要件に満たない小規模の土地改進黨業に対し、単独財源から補助し、農業の育成振興を図る。

3 課題（差異）

(1)対象

- ・羽黒町、櫛引町、朝日村は、団体助成が原則。（羽黒町は生産組合、朝日村は3人以上）
- ・鶴岡市は、団体及び個人への助成が可能。

(2)対象事業

- ・鶴岡市、櫛引町は、農道、水路等を含む土地改進黨業全般。
- ・羽黒町は、ほ場における畦畔除去、整地、暗渠等の簡易土地基盤整備に限定。
- ・朝日村は、農道、農業用排水路、集落内排水路に限定。

(3)事業費、補助率等

	事業費等	補助率
鶴岡市	50千円/10a以上で、かつ、総事業費が300千円以上1,500千円以下	30%以内
羽黒町	200千円/10a以下で、受益面積が30a以上2ha以下（事業費ベースで、～4,000千円となるが予算の範囲内で実施）	20%以内
櫛引町	補助金交付規則上、事業費の範囲等は定めていないが、予算の範囲内で実施。	50%以内
朝日村	100千円/件以上、補助金交付要綱上、上限額は定めていないが予算の範囲内で実施。	38%以内

4 分科会での協議経過

- ・助成制度のない3町の意見を聞いた上で、新市において制度を存続することとした。
- ・新市における制度内容は、鶴岡市の現行制度を基本に検討したが、土地改良区等の管理下にある平野部に対し、個人や地元による管理中心の中山間地域では、小規模土地改進黨業への期待感が大きく、現行制度の補助率を低減することの影響が大きいという意見があり、分科会では合併後、経過措置期間を設け、制度の一元化について検討することとした。

041-9301 小規模（単独）災害復旧工事補助金業務

1 関係市町村 鶴岡市、櫛引町、朝日村の3市町村

藤島町、羽黒町、三川町、温海町は制度なし。

2 業務の趣旨

国庫補助の対象とならない農地、農業用施設の小災害復旧に対し、要綱に従い補助金を交付する。

3 課題（差異）

(1)対象

- ・櫛引町は、生産組合。
- ・朝日村は、団体（3人以上）助成が原則。（農地は個人でも可）
- ・鶴岡市は、団体及び個人への助成が可能。

(2)事業費、補助率等

	事業費等	補助率
鶴岡市	復旧費が50千円/ヶ所以上かつ400千円/ヶ所未満	30%以内 原材料は50%以内
櫛引町	H14,8,19～20 発生豪雨災害による被災が対象 復旧作業に要した重機借上げ料・機械運搬費の相当額	100%
朝日村	100千円/ヶ所以上かつ400千円/ヶ所未満	38%以内

4 分科会での協議経過

- ・助成制度のない4町の意見を聞いた上で、新市において制度を存続することとした。
- ・新市における制度内容は、鶴岡市の現行制度を基本に検討したが、土地改良区等の管理下にあり比較的災害の少ない平野部に対し、個人や地元による管理中心で自然災害を受けやすい中山間地域では、現行制度の補助率を低減することの影響が大きいという意見があり、分科会では合併後、経過措置期間を設け、制度の一元化について検討することとした。

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産	分 科 会 名	林業	大項目	農林水産	中項目	農山漁村整備	小項目	林業	細項目	林業振興
管理番号	0 4 2 - 0 1 5 -			合併協定項目		ランク					A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現					況		具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名						住宅等建築資金貸付事業		1.合併まで 2.経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3.当面従来どおり (内容) 平成17年度から温海町の例を基本とした補助金制度へ移行する。 但し、未償還元金については従来どおりとする。
根拠法令等						朝日村持家住宅建設資金貸付要綱		
事業主体						朝日村		
事業概要						・目 的 地域材の利用促進及び持家取得促進のための貸付制度(転貸) ・対象者 村内に居住している者、若しくは居住しようとする者で、住宅の新築及び大規模改造を行う者 ・事業概要 (1)貸付方法・条件 村で出羽庄内森林組合に資金を貸し付けし、貸し付け対象者に貸し付ける。(転貸) 新築の場合の国産材利用割合が 70%以上の住宅建築。大規模改造の場合は、貸付額より木材金額が上回ることが要件となる。 (2)貸付時期・利率等 ・貸付金額 新築 - 100 万円～250 万円 大規模改築 - 工事費の 3 分の 1 以内及び 100 万円以内 ・貸 付 日 毎年 7 月 20 日、12 月 20 日 ・貸付利率 村から組合へ 1.2%、組合から個人へ 1.5% (0.3%は組合の取扱い手数料となる) (3)償還方法等 年賦元金均等、貸付期間は 10 年以内 (4)その他 個人申請者に対する資金の貸付に関する契約、その他の事項は組合で別途定める。		
						村単独事業		
						0 千円		
						5 , 0 0 0 千円		
負担割合 (国・県・その他)								
13年度決算額								
14年度予算額								
			業務上の課題 朝日村のみの制度であるが、貸付対象者を村内在住者及び村内に在住予定の者を対象としていることから、新市における制度運用について検討する必要がある。 本貸付事業については、出羽庄内森林組合を経由しての転貸事業である。 温海町補助金との統合或いは振替等についても検討が必要である。					
			業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門					
			備考					

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産	分 科 会 名	林業	大項目	農林水産	中項目	農山漁村整備	小項目	林業	細項目	林業振興
管理番号	0 4 2 - 0 1 6 -			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○						

記 載 事 項	現 況						具体的な調整内容	
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村		温海町
事 務 事 業 名							町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	1.合併まで 2.経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3.当面従来どおり (内容) 温海町の例を基本に調整し、平成 17 年度から温海町・朝日村に限定した制度とする。 但し、利用木材については、地元産材を対象とする。
根 拠 法 令 等							温海町補助金等の適正化に関する規則 温海町の木「庄内あつみ杉」利用住宅等建築奨励事業補助金交付規程	
事 業 主 体							温海町	
事 業 概 要							目 的 町の木である「庄内あつみ杉」の利用促進と林業及び建築業の活性化を図るため「庄内あつみ杉」を利用し、住宅等を建築するものに対し補助金を交付する。 対象者 施主及び町内の製材業者、ただし、町外に建築される場合は町内の製材業者。 事業概要 補助金の額は、町内に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の１５％以内の額とし３０万円を限度。町外に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の７．５％以内の額とし１５万円を限度。 補助対象経費は、庄内あつみ杉の購入費。ただし、一建築物につき１００万円を超える材料費に限る。	
							町単独事業	業務上の課題 温海町のための制度であるが、他事業（朝日村貸付事業）との統合等について検討の必要がある。 また、当該制度の新市における対象エリアの検討が必要である。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
							2,489千円	
3,000千円								

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産	分科会名	林業	大項目	農林水産	中項目	農林水産	小項目	林業	細項目	林業団体	
管理番号	042 - 064				合併協定項目						ランク	A
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
		○			○							

記載事項	現況							具体的な調整内容													
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町														
事務事業名	森林組合指導育成事業	森林組合指導育成業務					森林組合指導育成業務	1.合併まで 2.経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3.当面従来どおり (内容) 組織強化に向けた取組方策と、役割分担の明確化を目指す。 業務上の課題 出羽庄内森林組合、温海町森林組合は森林管理に関する業務の補完的役割を果たしており、今後の両組合間の連携と役割分担が重要な課題となる。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門													
根拠法令等		藤島町補助金の適正化に関する規則	羽黒町補助金の適正化に関する規則	櫛引町補助金の適正化に関する規則		出羽庄内森林組合経営基盤強化助成金(要綱)															
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町		朝日村	温海町														
事業概要	・目的 出羽庄内森林組合を指導・育成することにより地域林業の活性化を図る。 ・対象者 出羽庄内森林組合 ・事業概要 市と森林組合で林業施策検討会を開催し、実施事業の状況報告、今後の進め方等、林業の活性化に必要な施策・方策を検討。 鶴岡市では経営基盤安定強化助成金は交付せず、以前より森林管理巡視事業を委託。	・目的 森林組合の指導・育成を図るとともに、森林林業の役割等の啓蒙、啓発に努める。 ・対象者 出羽庄内森林組合 ・事業概要 当該組合の経営基盤の安定を図るため経営基盤安定強化助成金を交付する。 <table><tr><td>藤島町</td><td>525,000円</td></tr><tr><td>羽黒町</td><td>616,000円</td></tr><tr><td>櫛引町</td><td>581,000円</td></tr><tr><td>三川町</td><td>-</td></tr><tr><td>朝日村</td><td>910,000円</td></tr></table> 出羽庄内森林組合管内では、経営基盤安定強化助成金は平成14年度で終了。平成15年度よりすべての市町村で森林管理巡視事業を委託している。(鶴岡市では以前より森林管理巡視事業の委託を実施している。)					藤島町		525,000円	羽黒町	616,000円	櫛引町	581,000円	三川町	-	朝日村	910,000円				
藤島町	525,000円																				
羽黒町	616,000円																				
櫛引町	581,000円																				
三川町	-																				
朝日村	910,000円																				
負担割合(国・県・その他)								備考													
13年度決算額		525千円		581千円		910千円															
14年度予算額		525千円	616千円	581千円		910千円															

公共的団体

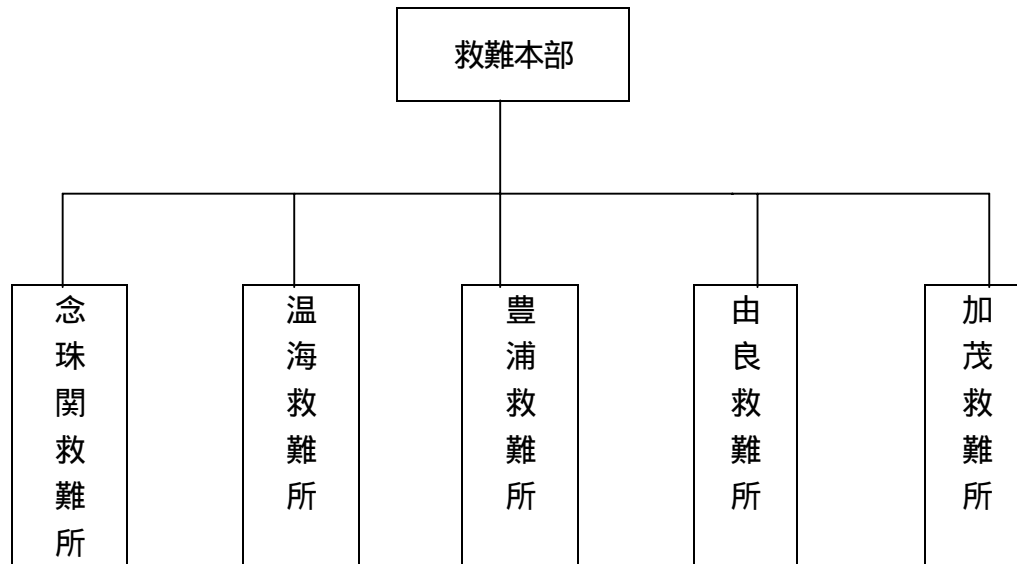
行政現況調査票 項目個表

専門部会名	農林水産	分科会名	林業	大項目	農林水産	中項目	農山漁村整備	小項目	林業	細項目	林業団体			
管理番号	042 - 064 -					合併協定項目						ランク	A	
課題・問題点						調整方針								

記 載 事 項	現					況		具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	三川町	温海町	
事 務 事 業 名	森林組合指導育成事業						森林組合指導育成事業	①合併まで 2.経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3.当面従来どおり (内容) 組織強化に向けた取組方策と役割分担の明確化を目指す
名 称	出羽庄内森林組合						温海町森林組合	
団 体 の 目 的	組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の推進を図る。						組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の推進を図る。	
構 成 員	森林組合員数 鶴岡市(1,956 名)、藤島町・立川町(1,608 名)、羽黒町(600 名)、櫛引町(771 名)、朝日村(1,041 名)						組合員数 1,672 名 (平成 13 年度総会資料)	
活 動 内 容	出羽庄内森林組合定款第 2 条に掲げる事業。 第 2 条の事業とは組合員のための事業であり、森林の経営に関する指導、委託を受けて行なう森林の施業及び経営、森林の経営を目的とする信託の引受け、病虫害の防除、林業その他の事業等に必要な資金の貸付及び物資の供給、林産物の運搬・加工・保管・販売、森林施業計画の作成、組合員への技術向上・知識向上のための教育、経済的地位の改善、等の事業。						温海町森林組合定款 第 2 条に掲げる事業(出羽庄内森林組合と同じ内容)	業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
市町村との関係								備考

市町村合併に伴う水難救助員設置について（案）

1、組 織



定員

	本部長	副本部長	所 長	副所長	救助長	副救助長	救助員	計
救難本部	1	(1)						1
念数関救難所			1	1	1	5	8 7	9 5
温海救難所			1	1	1	2	2 9	3 4
豊浦救難所			1	1	1	2	4 0	4 5
由良救難所			1	1	1	2	3 5	4 0
加茂救難所			1	1	1	2	4 5	5 0
計	1	(1)	5	5	5	1 3	2 3 6	2 6 5

救難本部及び救難所を置く。救難所は従来と同様とする。

各救難所の定員について、鶴岡地区の副救助長を温海地区に倣い、連絡体制の強化を図るため、増員する。

本部長と副本部長を任命するが、副本部長は、本部長出身地区外の所長の内の 1 名が兼務する。(温海町出身者が本部長の場合は、鶴岡市の 3 つの救難所長のうちの 1 人が副本部長となる。)

2、報 酬

	現 行		合併後案	参考 鶴岡市消防団	
	鶴岡市	温海町			
本部長		99,000	83,200	副団長	83,200
所 長	44,000	66,300	49,000	分団長	63,200
副所長	38,500	36,600	38,500	副分団長	51,400
救助長	32,000	26,700	32,000	部 長	38,200
副救助長	23,000	20,800	23,000	班 長	30,300
救助員	15,500	8,900	15,500	消防員	17,800

報酬額について

原則として、鶴岡市の報酬額に合わせることにするが、本部長と所長の報酬額は次の基準により算定した。

鶴岡市の消防団報酬を基礎に算定した。

昭和 47 年鶴岡市水難救助員設置条例が施行された当時は、所長報酬の 60%が救助長、30%が副救助長、15%が救助員の報酬として定められたが、以降は、消防団報酬を目途に金額を決めてきた。

昭和 47 年以降の消防団の報酬額の経過を見ると、分団長の約 65%が部長、50%が班長、30%が消防員となっていた。

以上から、救助長以下の報酬から所長の報酬を算定した場合 49,000 円となる。

本部長の報酬は、鶴岡市消防団副団長と同額とした。

3、費用弁償

	現 行		合併後案
	鶴岡市	温海町	
救助出動	1,800	2,000	2,000
訓練出動	1,300	1,000	1,000
救助船借上料	5,000	4,000	5,000

温海町の現行では、出動費用については時間区分、救助船借上料については船の大きさによる区分を設けていたが、合併後案では、区分は設けない。

水難救済事業 事業費比較

水難救助員の定数、報酬、費用弁償

		鶴 岡 市		温 海 町		合併後（案）	
		定数（人）	金額（円）	定数（人）	金額（円）	定数（人）	金額（円）
報 酬 （年額）	本部長	—	—	1	99，000	1	83，200
	所 長	3	44，000	2	66，300	5	49，000
	副所長	3	38，500	2	36，600	5	38，500
	救助長	3	32，000	2	26，700	5	32，000
	副救助長	3	23，000	7	20，800	1 3	23，000
	救助員	1 2 3	15，500	1 1 6	8，900	2 3 6	15，500
	計	1 3 5	2、319，000	1 3 0	1，536，200	2 6 5	4，637，700
救助出動 （単価）	4 時間以下	1，800		2，000		2，000	
	4 時間超え	1，800		4，000			
訓練出動 （単価）	4 時間以下	1，300		1，000		1，000	
	4 時間超え	1，300		2，000			
救助船借上料 （単価）	5 t 未満	5，000		4，000		5，000	
	5 t 以上	5，000		5，000			

必要経費の比較

	平成 14 年度実績					合併後（案）	
	鶴 岡 市		温 海 町		計		
	数量	金額（円）	数量	金額（円）	金額（円）	数量	金額（円）
報 酬	135（人）	2,316,341	127（人）	1,509,500	3,825,841	265（人）	4,637,700
救助出動	22（人）	44,600	158（人）	316,000	360,600	180（人）	360,000
訓練出動	122（人）	158,600	97（人）	97,000	255,600	219（人）	219,000
救助船借上料	1（回）	5,000	6（回）	24,000	29,000	7（回）	35,000
	計				4,471,041		5,251,700

043 - 025 内水面漁業振興事業費補助金

○ 内水面漁協に対する1市6町村補助金

漁 協 名	所在地	組合員数	自治体名	補助金額	算出根拠	事 業	備 考
赤川漁業協同組合	鶴岡市 本町三丁目	1,477	鶴岡市、朝日村、 羽黒町、櫛引町、 藤島町、三川町	450,000 円 運営補助 450,000	・組合運営補助 (子供、老人及び障害者の遊魚 料金の減免分)	1、繁殖保護事業 2、河川管理事業	両組合で鮎放流、鮭 のふ化放流事業を行 っているが、赤川に ついては放流量の割 当がある。
赤川鮭漁業 生産組合	鶴岡市 本町三丁目	36		な し		1、鮭採捕、採卵、ふ化事業 2、鮎中間育成事業 3、県、試験研究機関への協力	
山戸漁業協同組合	温海町 大字山五十川	155	温海町	503,910 円 育成費 37,500 鮎 420,000 鮭 46,410	・組合育成費 ・鮎放流数量 130 kg ・鮭ふ化卵数 1,307 千粒	1、繁殖保護事業 2、漁場管理	鮎の放流、鮭のふ化 事業について、町の 施策として助成して おり、助成の継続を 希望している。
温海町内水面 漁業協同組合	温海町 大字鼠ヶ関	273	温海町	89,250 円 鮎 89,250	・組合育成費 ・鮎放流数量 250 kg	1、繁殖保護事業	
庄内小国川 漁業生産組合	温海町 大字大岩川	9	温海町	227,500 円 育成費 37,500 鮭 190,000	・組合育成費 ・鮭ふ化卵数 530 千粒	1、鮭採捕、採卵、ふ化事業 2、保護事業	

■ 都市計画区域について

1．新市における都市計画は、新都市の将来像を明らかにし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う必要から、速やかに1つの都市計画区域とするものとする。

都市計画区域とは、市の中心市街地を含め、かつ自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされる。その範囲は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、日常の生活圏等から総合的に判断されるものであり、実質的な都市としての一体性がある場合は、行政区域にとらわれず広域都市計画を定めることができる。

新市においては、地形等の条件、日常の生活圏等、一体性の強い都市であることから、速やかに1つの都市計画区域を定め、総合的に整備、開発及び保全を図ることが必要である。

2．用途地域については当面現行の指定を引き継ぐことを基本とする。

用途地域は、現在の都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の区分を行い、建築物等の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものである。

現行の用途の指定はこれらの要件に合致しているものと考えられることから、当面現行の指定を引き継ぐことを基本とするものである。

3．新都市計画区域において区域区分を行うものとする。

区域区分（線引き）は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化と農林漁業との調和をはかりつつ都市の健全な発展を図ることを目的とした制度である。新市における新都市計画区域においては区域区分を行い、計画的な市街化を図るものである。

市街化区域は、鶴岡市においては鶴岡、大山、湯野浜の各市街地を対象とし、新市を構成する町村においてはそれぞれ市街化区域の指定要件に照らして設定する。

市街化調整区域では、農林漁業の生産環境、自然環境等との調和を保ちつつ、地域の再編成等の課題に対応した土地利用を図る必要があるため、農林漁業に関する土地利用計画や事業制度の活用と都市計画法に基づく諸制度も含め、総合的な土地利用のあり方を検討する。

雪に強い住宅をつくろう

～雪下ろしからの解放をめざして～

村では、平成 8 年度から克雪住宅を建築する場合、予算の範囲内で補助制度を創設しました。高齢化の進行、労働力不足から雪下ろしのいらぬ住宅の普及を目的とするもので、大いに活用していただきたいと思います。

1 対象住宅

高床式、融雪式、耐雪式または落雪式の住宅の新築または改良。

高床式住宅とは、家周りの堆雪の影響を避ける方式。

例：1.5m以上のコンクリート基礎など

融雪式住宅とは、屋根材を通して熱を屋根雪に伝えて融雪する方式。

例：電気融雪、温水融雪、生活排熱による融雪方式など

耐雪式住宅とは、屋根に雪が積もっても雪下ろしをしないで、そのままにしておくことができる方式。

例：鉄筋コンクリート住宅、鉄骨構造住宅、木造補強住宅など

落雪式住宅とは、屋根の構造、勾配などにより、屋根雪を人力によらず落下させる方式。

例：屋根勾配が概ね 4/10 以上の住宅など。

2 補助対象額・補助率

克雪部分に係る見積額とする。ただし、耐雪住宅などで克雪部分が特定できない場合は、建築工事費の 15/100 を克雪住宅工事費とする。補助率は、対象額の 1/3 以内とし、50 万円を上限とする。

3 対象工期

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までに施工した住宅とする。

4 申請手続き

当該部落駐在員を通して、要望箇所調書を提出し、内定通知を受けた後、実施計画認定申請書を提出のこと。

5 申請手続きの提出期限

平成 15 年 5 月 9 日（金）

6 補助金の支払い

所定の工事完了報告書及び請求書を提出のこと。

7 効果調査

所定の調査報告書を各年度末まで提出のこと。

8 その他

補助対象後 10 年間は本事業の対象とならない。

平成 15 年度克雪住宅支援事業補助金交付要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、村内に第 2 条各号に定める構造をもつ住宅（以下「克雪住宅という。」）を建築、又は増改築しようとする者に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、住宅の効率的な雪処理と併せて雪に強いまちづくりを図ることを目的とする。

(克雪住宅)

第 2 条 この要綱について、克雪住宅とはそれぞれ次の各号に定めるところによる。

1 . 構造

別表 1 に示した構造に該当するものとする。

2 . 用途等

店舗併用克雪住宅の場合は、住宅部分の面積が延べ面積の 3 分の 2 以上の建物であること。

(2) 住宅の一部が克雪住宅の場合は、克雪住宅となる部分の屋根面積が 2 分の 1 以上である建物。

3 . 意匠・色調

住宅に意匠は、村の特性や周辺景観に配慮したものとし、極めて異質と認められるものは控えること。

(2) 住宅の屋根及び外壁の色は、周辺景観に十分配慮したものを選択し、奇抜な色はできるだけ控えること。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者で村長が適当と認めた者。

1 . 前条に定める住宅を村内に新築、又は増改築及び施設を設置した者。

2 . 克雪住宅を新築、又は増改築及び施設を設置した後、3 ヶ年間屋根雪及び施設に係わる簡易的な調査を行い、その結果を村長に報告することができる者。

3 . 現在村内に居住する者、又は当該住宅に居住が確定している者で村税の滞納がない者。

(補助基準)

第 4 条 補助金の交付額は、次の各号の定める基準により交付する。

1 . 耐雪式・融雪式・高床式・落雪式

克雪住宅に係る直接工事費（施設費）の 3 分の 1 以内で 50 万円を限度とする。

2. 新築住宅で克雪住宅機能に関わる工事費（施設費）が分離し難い場合は、別表 2 により算出した数値を克雪住宅に係る工事費（施設費）分と見直す。

（申込方法、審査）

第 5 条 この補助金を受けようとする者は、克雪住宅支援事業実施計画認定申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

2. 村長は申込書を受理したときは、その内容を審査し、結果を申請者に対し通知するものとする。

3. 審査の結果、実施計画の認定を受けた者（以下、補助事業者という。）で、内容を変更しようとする場合は克雪住宅支援事業計画変更届（様式第 3 号）を村長に提出しなければならない。

4. 村長は前項の変更届を受理したときは、その内容を審査し、結果を申請者に対し通知するものとする。

5. 2 項及び 4 項の通知を受けた者で、工事中止等により補助金を辞退する場合は、克雪住宅支援事業計画認定辞退届（様式第 4 号）を村長に提出しなければならない。

（工事の完了届）

第 6 条 補助事業者は工事が完了したときは、速やかに克雪住宅支援事業工事完了届（様式第 2 号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付手続）

第 7 条 補助事業者は工事の完了手続きが終了したときは、朝日村補助金交付規則の定めるところにより、補助金の交付について手続きを行うものとする。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 補助対象となる構造基準及び対象工事表

対象区分	補助対象となる構造（施設）	補助対象となる工事費
落雪式	屋根の構造、勾配もしくは屋根雪の落雪装置により屋根雪を人力によらず落下させる建物の新築、増築、又は既存建物の落雪式への改良工事で以下の条件すべてに該当するもの。 (1) 床高（床下部分の構造が非木造に限る）が1.0m以上であること。 (2) 落雪側の外壁から隣接境界までの距離が、別記第1の条件を満たしていること。又は、敷地内に消雪設備を有するもの。 (3) 屋根勾配は概ね 4 / 10以上とし、金属板等滑雪能力のある屋根葺き材を用いること。	次の部分の工事費 (1) 屋根部分にかかる新設、改良の工事費 (2) 高床部分の工事費（基礎、及び非木造の柱、梁、床板等。土台、根太などは含まれない。）
融雪式	(1) 屋根の上で融雪できる施設を備えた構造にもの。 (2) 建物外周に設ける施設で、建物と一体で屋根雪処理ができる構造のもの。（融雪池など）	次の部分の工事費 (1) 屋根部分にかかる新設、改良の工事費 (2) 融雪施設の設備工事費
耐雪式	以下の条件すべてに該当するもの。 (1) 木造住宅にあっては別記第2に掲げる寸法以上の部材を使用する住宅、もしくはこれらと同等以上の耐雪を有する住宅。 (2) 雪底対策を講じたもの。	建築工事費の全額
高床式	以下の条件すべてに該当するもの。 (1) 床高（床下部分の構造が非木造に限る）が、1.5m以上であること。 (2) 昇降部に以下の配慮がなされていること。 ・手すりを設置していること。 ・階段の場合は、踏み面が30cm以上、蹴上げが15cm以下であること。 ・スロープの場合は、1 / 15であること。	高床部分の工事費（基礎、及び非木造の柱、梁、床板等。土台、根太などは含まれない。）
その他	その他、克雪住宅として認められるもの。 （その都度、検討する）	

市町村別水道料金表

事務事業名	水道事業の料金表
管理番号	073 - 109

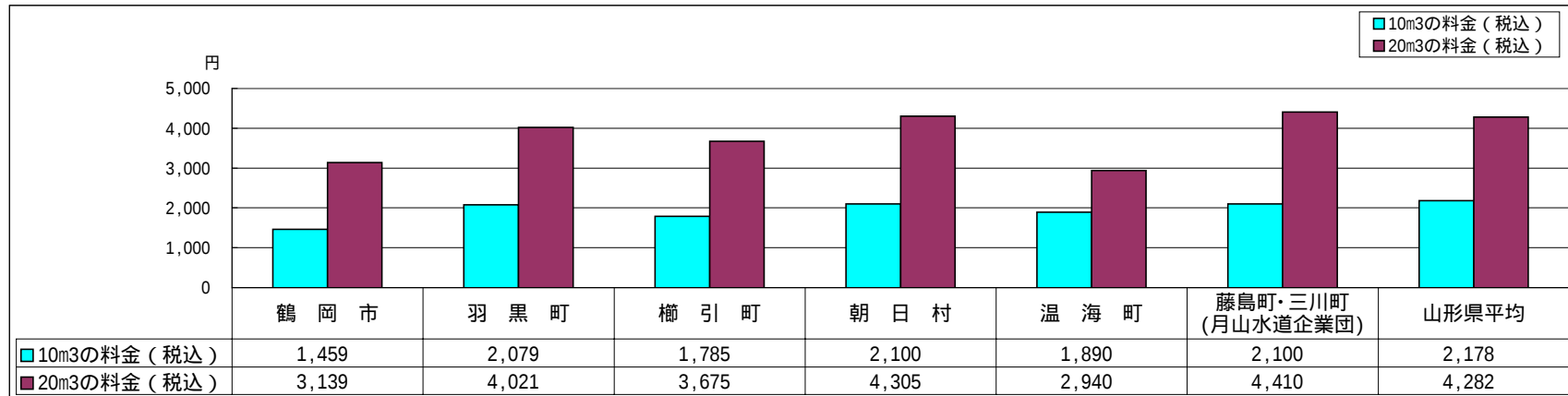
鶴 岡 市				羽 黒 町				櫛 引 町										
給水装置の用途及びメーターの口径				メーター口径				(税抜き)										
		基 本 料 金		使用水量による従量料金 (1m³につき)		基本料金(1ヶ月につき)		超過料金1m³につき		種 別		基 本 料 金		超 過 料 金 (1m³につき)		備 考		
		使用水量	金 額							水 量		料 金						
一 般 用	13mm	5m³まで	800円	10m³を超え 20m³までの分	160円	13～20mm	4m³まで	1,440円	9～20m³まで	185円	一般用	10m³	1,700円	180円	防火用水は無料とし、演習に使用するとき は1回500円とする。			
		20m³を超え 30m³までの分	192円	8m³まで	1,610円		21～200m³まで	215円										
	5m³を超え 10m³まで	1,390円	30m³を超える分		217円	201～500m³まで	235円											
	20mm	5m³まで	800円	10m³を超え 20m³までの分	160円	25mm	8m³まで	1,930円	501m³以上	260円								
		20m³を超え 30m³までの分	192円	30m³を超える分	217円													
	25mm	5m³を超え 10m³まで	1,860円	10m³を超え 20m³までの分	160円	30mm	〃	3,020円										
		20m³を超え 30m³までの分	192円	30m³を超える分	217円		40mm	〃	3,780円									
	40mm	4,600円				50mm	〃	4,530円										
	50mm	8,570円				75mm	〃	9,070円										
	75mm	17,280円				100mm	〃	12,100円										
100mm	27,770円																	
150mm	59,390円																	
200mm	81,280円																	
湯屋用		100m³まで	6,400円	100m³を超える分 140円														
公衆用		1m³まで	120円	1m³を超える分 128円														
消防用		私設消火栓消防演習(1回20分以内) 1回につき		1,990円														
備考 1個の給水装置を共同使用する場合及び1個の給水装置をもって料率の異なる用途に併用する場合の料金は、給水装置の使用形態に応じて、市長が別に定める。																		
朝 日 村				温 海 町				藤 島 町 ・ 三 川 町 (月山水道企業団)										
料 金 ／ 用 途		基 本 料 金 (1箇月につき)		超 過 料 金 (1m³につき)	備 考	種 別	口 径	基本水量	基 本 料 金	超 過 料 金 (1m³当たり)	給水装置の用途及びメーターの口径		基 本 料 金	使用水量による従量料金 (税抜き)				
		水 量	料 金															
一般用		10m³	2,000円	210円	料金は基本料金と超過料金との合計金額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。	家庭用	13mm	10m³	1,800円	100円	一般用	13mm	1,000円	1m³を超え10m³までの分 1m³につき 100円				
官公署・団体用		20m³	4,250円				20mm	10m³	1,900円			20mm	2,200円	10m³を超え50m³までの分 1m³につき 220円				
営業用		20m³	4,250円				25mm	10m³	2,000円			25mm	3,300円	50m³を超える分 1m³につき 230円				
共用栓		20m³	2,150円				30mm	10m³	2,200円			30mm	4,600円	1m³を超え50m³までの分 230円				
臨時用		10m³	3,550円			その他用	13mm	10m³	2,000円			40mm	10,000円	50m³を超える分 240円				
プール用		1m³につき 280円		20mm			20m³	4,000円	50mm			14,000円	1m³につき 240円	臨時用 (工事関係)		1,500円	1m³を超える分 400円	
私設消火栓		防火用は無料とし、演習用は1回5分以内 1,300円とする。		25mm			20m³	4,300円	75mm			34,000円		消防用		私設消火栓消防演習(1回10分以内) 1回につき 3,000円		
				30mm			20m³	4,600円										
				40mm			100m³	21,000円										
				50mm		100m³	23,200円											
				75mm	100m³	26,000円												
				基本料金と超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。														

水道料金（家庭用・口径13mm）の現状

平成15年4月1日現在（税込）

事務事業名	水道事業の料金表
管理番号	073-109

市町村名	料金体系	基本料金		超過水量1m ³ 当たり（円）		料金（円）		現行料金 実施年月日	現行料金 算定期間	備 考
		水量（m ³ ）	料金（円）			10m ³ 当たり	20m ³ 当たり			
鶴岡市	口径別	5	800	11～20m ³	160	1,459	3,139	H13.9.1 (28.0%)	H13.9～H15.9	
		10	1,390	21～30m ³ 31m ³ ～	192 217					
羽黒町	口径別	4	1,440	9～20m ³	185	2,079	4,021	H14.5.1 (28.0%)	H14.4～H16.3	
		8	1,610	21～200m ³ 201～500m ³ 501m ³ ～	215 235 260					
櫛引町	用途別	10	1,700	11m ³ ～	180	1,785	3,675	H9.4.1 (1.9%)	H9.4～H15.3	簡易水道も同一料金
朝日村	用途別	10	2,000	11m ³ ～	210	2,100	4,305	H14.1.1 (17.0%)	H14.1～H16.3	簡易水道も同一料金
温海町	口径別	10	1,800	11m ³ ～	100	1,890	2,940	H14.4.1 (6.0%)	H14.4～H17.3	簡易水道も同一料金
藤島町・三川町 (月山水道企業団)	口径別	—	1,000	～10m ³ 11～50m ³ 51m ³ ～	100 220 230	2,100	4,410	H12.11.1 (25.1%)	H12.11～H14.3	



水道料金に関する業務実績（平成14年度）

項 目	鶴岡市		羽黒町		櫛引町		朝日村		温海町		藤島町・三川町 (月山水道企業団)		合 計	
	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比
給水人口（人）	99,175	64.3	9,774	6.3	8,576	5.6	5,605	3.6	10,690	6.9	20,325	13.2	154,145	100.0
年間有収水量（m ³ ）	12,468,760	67.6	991,681	5.4	876,310	4.8	489,617	2.7	1,437,999	7.8	2,177,522	11.8	18,441,889	100.0
年間料金収入（千円）	2,345,669	66.6	206,717	5.9	162,068	4.6	108,381	3.1	200,654	5.7	498,543	14.2	3,522,032	100.0
供給単価（円）	188.12	—	208.45	—	184.94	—	221.36	—	139.54	—	228.95	—	190.98	—

加 入 金 の 状 況

事務事業名	水道加入金の状況
管 理 番 号	073 - 130

	鶴 岡 市	羽 黒 町	櫛 引 町	朝 日 村	温 海 町	藤 島 町・三 川 町 (月山水道企業団)
区 分 名 称	加 入 金 (税抜き、円)	加 入 金 (円)	加 入 金 (税込み、円)	加 入 金 (税抜き、円)	な し	分 岐 負 担 金 (税抜き、円)
口径 13mm	60,000	30,000		60,000		(20mm 以下) 50,000
20mm	70,000	50,000		80,000		
25mm	120,000	80,000		120,000		80,000
30mm	-	150,000		180,000		150,000
40mm	350,000	250,000		300,000		250,000
50mm	540,000	(口径40mm を超えるもの) 町長が別に定める。		500,000		400,000
75mm	1,320,000			1,000,000		700,000
100mm	2,200,000			1,800,000		1,000,000
150mm	4,800,000					(口径100mm を超えるもの) 企業長が別に定める。
150mm を超えるもの	市長が別に定める					
その他			町内 42,000			
			町外 52,500			
平成14年度決算額	31,260千円	2,027千円	420千円	1,218千円		2,866千円
加入金制度 水道財政基盤の強化や、新旧利用者の負担の公平を図ることを目的とする。				平成14年度加入金決算額合計		37,791千円

公 共 下 水 道 受 益 者 負 担 金 制 度

	鶴 岡 市	藤 島 町	羽 黒 町	櫛 引 町	三 川 町	朝 日 村	温 海 町
根拠法令	都市計画法第 75 条 地方自治法第 224 条	都市計画法第 75 条 地方自治法第 224 条	地方自治法第 224 条	都市計画法第 75 条 地方自治法第 224 条	都市計画法第 75 条 地方自治法第 224 条	地方自治法第 224 条	都市計画法第 75 条 地方自治法第 224 条
受益者	土地所有者又は地上 権、貸借人等権利者	鶴岡市同様	鶴岡市同様	鶴岡市同様	鶴岡市同様	鶴岡市同様	鶴岡市同様
負担金の額	地積 × 1 m ² 当たりの 負担金額	平等割 + 地積 × 1 m ² 当たりの負担金額	一戸当たりの負担額 + 宅地面積 × 1 m ² 当 たりの負担金額	一戸当たりの負担額	平等割 + 地積 × 1 m ² 当たりの負担金額	一戸当たりの負担額	地積 × 1 m ² 当たりの 負担金額 都市計画区域外一戸 当たり負担額
負担金単価 (円 / m ²)	用途地域 480 円 用途地域外及び区画 整理事業地内 436 円	平等割 200,000 円 面積割 300 円 / m ² 上限 300,000 円	平等割 184,000 円 / 戸 面積割 43 円 / m ²	第 1 次負担区 333,200 円 特別対策 (285,100 円) 第 2 次負担区 349,500 円 特別対策 (299,000 円) 第 3 次負担区 349,500 円 特別対策 (299,000 円)	平等割 200,000 円 面積割 300 円 / m ² 上限 300,000 円	1 戸につき 17 万円 【1 戸の基準】 ・ 1 住居の場合 ・ 1 事業所又は 1 営 業所等の場合 ・ 住居と事業所が同 一敷地内にある場 合 ・ 住居と借家（間借 を含む）が同一敷 地内にある場合 ただし、公共樹の 設置は 1 戸当たり 1 箇所とする。 公共樹を 2 箇所以 上設置する場合は、 公共樹 1 箇所につき 17 万円とする。	温 海処理区 229 円 巖ヶ関処理区 230 円 都市計画区域外 一戸当たり 13 万円

排水設備等改造補助金制度

区 分	鶴 岡 市		藤 島 町		羽 黒 町		櫛 引 町		三 川 町		朝 日 村		温 海 町	
	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水
名 称	排水設備設置資金補助金		無 し		無 し		無 し		無 し		下水道宅内配管補助金		無 し	
根拠例規等	鶴岡市排水設備設置資金補助金交付要綱										下水道宅内配管補助金交付要綱			
対 象 者	処理区域内において下水道を使用するために、供用開始後３年以内に排水設備を設置する工事を行う者										鶴岡市同様			
交 付 要 件	市税及び負担金の滞納がない者										宅内配管延長が３０mを超える世帯に対して補助を行う。			
供用開始 １年以内	３５，０００円										（工事費／総延長） ×（総延長－３０m） ×０．２＝補助金額 （上限なし）			
供用開始 １～３年以内	２０，０００円													
交付件数 交 付 額 （H13年度）	520件 16,700千円	80千円												
										15件 384千円	497千円			

排水設備等改造利子補給制度

区 分	鶴 岡 市		藤 島 町		羽 黒 町		櫛 引 町		三 川 町		朝 日 村		温 海 町			
	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水		
名 称	排水設備設置資金金融 資幹旋及び利子補給		下水道等住宅改造資 金融資幹旋		排水設備設 置資金金融 資幹旋	無 し (農 林 漁 業 公 庫 制 度 の 幹 旋 の み) 過 去 2 年 間 実 績 無 し	下水道等排水設備等 改造資金金融資幹旋		水洗便所等 改造資金金融 資幹旋	無 し (整 備 完 了 の た め)	下水道排水設備等改 造資金利子補給金		排水設備設置資金利 子補給金			
根拠例規等	鶴岡市排水設備設置 資金金融資幹旋及び利 子補給金交付要綱		下水道等住宅改造資 金融資幹旋規程		排水設備設 置資金金融 資幹旋要綱		櫛引町下水道等排水 設備等改造資金金融 資幹旋要綱		三川町水洗 便所等改造 資金金融資 幹旋要綱		朝日村下水道排水設 備等改造資金金融資 幹旋及び利子補給補助 金交付要綱		温海町水洗便所等改 造資金金融資幹旋及び 利子補給規程			
対 象 者	処理区域内において 下水道を使用するた めに排水設備を設置 する工事を行なう者		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様	
交 付 要 件	市税及び負担金の滞 納がない者		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様		鶴岡市同様	
幹旋限度額	工事費内で120万円		300万円		工事費内で 100万円		工事費内で150万円		工事費内で 100万円		工事費内で100万円		工事費内で150万円		工事費内で150万円	
償 還 期 間 (最 高)	4 年		10 年				5 年		5 年		4 年		5 年			
供 用 開 始 1 年 以 内	利子の全額を補給する		償還期間5年以内で 300万円までの利 子の全額、5年を超 え10年以内で利子 の1/2		70万円ま で利子全 額、70万 円を超える 分は2%		鶴岡市同様		農林漁業公 庫の農業基 盤整備資金 を超える利 率分(H13年 度末1.6%)		利率内で2%		60万円まで利子全 額、60万円を超える 分は2%			
供 用 開 始 1 ～ 3 年 以 内	利子の1/2		償還期間5年以内で 300万円までの利 子の1/2、5年を超 え10年以内で利子 の1/4		鶴岡市同様		利子全額		補給なし		利子の1/2 (1%以内)		利率内で2%			
供 用 開 始 3 年 超	幹旋のみ 利子補給無し		鶴岡市同様		鶴岡市同様		利子の1/2		鶴岡市同様		鶴岡市同様		幹旋せず			
利子補給件数 利子補給額 (H13年度)	110件 6,262千円	893千円	183件 1,928千円	0千円	0千円		21件 33千円	0千円	28件 50千円		5件 35千円	34千円	40件 107千円	44千円		
備 考					整備完了のため実績無し											

集 落 排 水 事 業 分 担 金 制 度

	鶴 岡 市	藤 島 町	羽 黒 町	櫛 引 町	三 川 町	朝 日 村	温 海 町
根拠法令	鶴岡市集落排水事業 分担金徴収条例	藤島町農集排水事業分 担金徴収条例	羽黒町農業集落排水 受益者分担金に関す る条例 羽黒町分担金徴収条 例	櫛引町農業集落排水 事業分担金徴収条例	三川町農業集落排水 処理施設・小規模集 合排水処理施設設置 条例	朝日村農業集落排水 処理施設設置条例	温海町農業集落排水 事業分担金徴収条例 温海町農業集落排水 処理施設設置条例
賦課区域	あ り (H17年度以降あり)	あ り (H18年度整備 完了予定)	あ り (H17年度以降あり)	整備率100% (H11年度整備 完了)	整備率100%	整備率100%	整備率100% (H15整備完了)
分担金額	事業期間中 世帯に対し事業費の 5% (由良地区4%)	公共樹設置世帯 一律34万円	世帯に対し全体計画 末端管渠費の20% (13万5千円)	世帯に対し事業費の 5% 29万9千円(限度 額40万円の範囲内 で町長が定める)	無 し (整備済)	無 し (整備済)	受益者に対し13万 円

合併後の利子補給金、補助金について(調整案)

水洗化の普及促進を図るため、各自治体では、融資あっ旋及び利子補給の制度を、また、鶴岡市朝日村では、補助金の制度を設けております。

この制度は、下水道への早期接続を促進するためのもので、それにより、下水道本来の目的である、公共水域の水質保全、生活環境の改善が図られ、また、使用料収入の増加による、下水道事業の経営安定に寄与するものでもあります。

以上のことから、合併後もこの制度を残す必要があると考えておりますが、その制度の内容に、各自治体間で、大幅な違いがあり、合併にともない調整が必要であると考えます。

調整に際しての課題のひとつは、各自治体でばらつきがある、融資幹旋及び利子補給の幹旋限度額、償還期間、幹旋利率等の調整です。限度額については、100万円から300万円までさまざまですが、調整案は120万円を考えております。償還期間については、4年から10年までありますが、一番多くの自治体が採用している5年を。幹旋利率は、長プラ+0.2%を採用している自治体が多いので、それを調整案としたいと思います。

利子補給金については、早期の接続を促進するため、ほとんどの自治体で1年以内、3年以内、それ以降で差を設けているので、調整案でもそのように、1年以内・利子の全額、3年以内・利子の半額それ以降・幹旋のみ、にしたいと思います。

調整に際してもうひとつの課題は、鶴岡市と朝日村しか制度化していない、補助金の取扱いで、鶴岡市の場合、利子補給と補助金の利用割合がほぼ2:8となっており、この制度を廃止することは、困難であると考えますが、補助金の額については、調整する必要があると思われます。

シミュレーション

融資あっ旋 金利:長プラ+0.2% あっ旋限度額:120万円 償還期間:5年以内
 利子補給 1年以内:利子の全額 1~3年:利子の半額 3年超:あっ旋のみ

補助金 1年以内:30,000円 1~3年:20,000円

水洗化戸数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
(公共下水道)	1,960	1,419	1,371	1,160	1,056	918	824	738	670	611	519
(集落排水)	188	143	181	284	200	335	179	22	16	14	13

融資あっ旋にかかる、利子補給金の予測 (7市町村合計)

(利率は年2.3%、利用率は20%、平均融資額は80万円を見込んでいる)

金額の単位:千円

(公共下水道)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新規融資件数	168	205	245	216	211	184	165	148	134	122	104
(1年以内)	126	147	181	156	158	138	124	111	101	92	78
(1年~3年)	37	56	56	50	42	37	33	30	27	24	21
(3年超)	4	2	8	10	11	9	8	7	7	6	5
利用率	8.6%	14.4%	17.9%	18.6%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
融資総件数	1,231	1,052	954	916	937	936	876	827	841	752	672
利子補給額	8,405	6,836	8,358	8,587	8,866	8,647	7,898	7,370	7,403	6,619	5,917

(集落排水)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新規融資件数	9	14	28	53	40	67	36	4	3	3	3
(1年以内)	6	11	25	46	30	50	27	3	2	2	2
(1年~3年)	3	3	4	7	8	13	7	1	1	1	1
(3年超)	0	0	0	0	2	3	2	0	0	0	0
利用率	4.8%	9.8%	15.5%	18.7%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
融資総件数	146	152	123	127	160	218	231	187	150	113	49
利子補給額	1,237	563	756	1,275	1,514	2,014	2,082	1,668	1,406	1,058	456

利子補給額合計	9,642	7,399	9,114	9,862	10,380	10,661	9,980	9,038	8,809	7,678	6,373
---------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

利率により、利子補給額は、変わってくる。

補助金の予測 (7市町村合計)

(利用率は60%を見込んでいる)

金額の単位:千円

(公共下水道)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補助金交付件数	535	612	631	550	634	551	494	443	402	367	311
利用率	27.3%	43.1%	46.0%	47.4%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
補助金交付金額	17,084	18,972	19,667	17,112	17,741	15,422	13,843	12,398	11,256	10,265	8,719

(集落排水)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補助金交付件数	16	3	4	139	120	201	107	13	10	8	8
利用率	8.5%	2.1%	2.2%	48.9%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
補助金交付金額	576	345	460	4,880	3,360	5,628	3,007	370	269	235	218

補助金合計金額	17,660	19,317	20,127	21,992	21,101	21,050	16,850	12,768	11,525	10,500	8,938
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

総合計金額	27,302	26,716	29,241	31,854	31,480	31,712	26,830	21,806	20,334	18,178	15,311
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

融資あっ旋及び利子補給制度、現況概要

		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
幹旋限度額		120万円	300万円	100万	150万	100万	100万	150万
償還期間		4年以内	10年以内		5年以内	5年以内	4年以内	5年以内
幹旋利率		長プラ + 0.2	長プラ + 0.2 但し5年以上 長プラ + 0.3		長プラ + 0.2	長プラ + 0.2		長プラ + 0.2
利子補給	1年以内	利子全額	5年以内全額 5年超 半額	利子全額	利子全額	農林公庫を 超える額 実質0.5くらい	2%	60万以下 全額 60万超 2%
	1～3年	利子半額	5年以内半額 5年超 25%	2%	利子全額	幹旋のみ	1%	2%
	3年超	幹旋のみ	幹旋のみ	幹旋のみ	利子半額		幹旋のみ	